令和２年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務

（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

入　札　説　明　書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の入札公告（令和２年１月 20 日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

１　入札等実施要領
２　入札及び見積心得書
３　使用印鑑届（様式）
４　委任状（様式）
５　入札書・内訳書及び封筒(様式)
６　単価契約書（案）
７　提出書類一覧
８　【別冊】仕様書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

東京東エリア経営部　営業課

1　入札等実施要領

1　契約担当役の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長　田島　満信

2　調達内容

（1）調達件名　　令和２年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務

（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

（2）調達案件の仕様等　　8　【別冊】仕様書による。

（3）履行期間　　令和２年４月１日（水）から令和３年３月 31 日（火）まで。

（4）履行場所　　8　【別冊】仕様書による。

（5）入札方法

本件は単価契約である。入札金額は8　【別冊】仕様書に示した品目ごとの予定数量に見積った項目単位当たりの単価を乗じた額の総額とすること。予定数量は機構の過去の実績を元に算出した数量であり、発注を確約するものではない。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。入札書には内訳書を同封することとし、内訳書に計算誤りや記載誤り、内訳書金額の入札書への記載誤りがあった場合、その入札書は無効とする。入札書及び内訳書は5　入札書・内訳書及び封筒(様式）を使用すること。

なお、内訳書に記載されている金額を品目ごとの契約単価とする。

3　競争参加資格

次の要件を全て満たしているものであること。

（1）　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

（2）　平成 30・31 年（令和元・２年）度独立行政法人都市再生機構東日本地区の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」の資格の認定を受けている者であること。

なお、当該競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには申請書の提出期限までに当該資格の申請を行い確認を受け、かつ開札日までに認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部経理課

電話　03-5323-2575

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係がないため注意すること。

（3）　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象とする指名停止を受けていないこと。

（4）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

（5）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4　競争参加者に求められる義務

（1）　競争参加者は、上記３(２)による必要な証明書等を、申請書に添付して、下記５(１)の提出期限までに５(２)まで提出しなければならない。

（2）　提出された証明書等は、当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した者の入札書のみを落札対象とする。

5　申請書及び資料の提出

申請書及び資料の提出は7　提出書類一覧による。

（1）申請書及び資料の提出期間・場所及び方法

提出期間：令和２年１月 20 日（月）から令和２年１月 31 日（金）まで

（土曜日・日曜日を除く平日の 10：00 から 17：00 まで）

（ただし正午から 13：00 の間は除く）

（2）提出場所

〒130-0022　東京都墨田区江東橋四丁目 26-5　東京トラフィック錦糸町ビル本館９階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　東京東エリア経営部営業課

電話　03-5600-8732　（担当者：上野）

（3）提出方法

申請書及び資料の提出期限までに上記(２)への持参又は郵送とする。持参する場合はあらかじめ電話等により上記（２）に連絡のこと。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「申請書類在中」と朱書きの上、同日同時刻必着とする。

6　競争参加資格の確認通知

申請書及び資料を提出した者について、当機構の審査を行い本入札の参加資格を有するかを確認し、令和２年２月 12 日（水）までに競争参加資格の有無について通知する。

7　質問書の提出及び回答

入札、仕様等に関する質問は「質問書（任意様式）」の提出による。また質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

(1)質問書の提出期限・場所及び方法

提出期限：令和２年２月 12 日（水）17：00 まで

土曜日・日曜日・祝日を除く平日の 10：00 から 17：00 まで

（ただし正午から 13：00 の間は除く）

(2)提出場所

上記５(２)と同じ。

(３)提出方法

質問書の提出期限までの持参又は郵送とする。持参する場合はあらかじめ電話により上記（２）に連絡のこと。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「質問書在中」と朱書きの上、同日同時刻必着とする。

(４)質問書回答書の閲覧期間・場所及び方法

回答書閲覧期間：令和２年２月 19 日（水）から令和２年２月 27 日（木）まで
土曜日・日曜日・祝日を除く平日の 10：00 から 17：00 まで
（正午から 13：00 の間は除く）。ただし最終日は 16：00 までとする。

(５)閲覧場所

上記５(２)と同じ。

８　入札書の提出期限・場所及び方法

(１)入札書の提出期限

提出期限：令和２年２月 27 日（木）16：00 まで

(２)提出場所

〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部経理課
電話　03-5323-2575

(３)提出方法

入札書の提出期限までの持参又は郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「入札書在中」と朱書きの上、二重封筒とし、同日同時刻必着とする。

９ 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

（１） 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（２） 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

（３） 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10　開札の日時及び場所

(１) 開札の日時

令和２年２月 28 日（金）13：00

(２) 開札場所

〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室

11　その他

（1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金　免除

（3）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な証明書等を競争参加者の負担において作成し、５(１)の提出期限までに５(２)まで提出しなければならない。また、競争参加者は開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。なお、競争参加者の作成した証明書等は当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した者の入札書のみを落札対象とする。

（4）当機構は、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

（5）当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

（6）当機構に一旦提出された書類は返却しない。ただし下記(９)の再公募となった場合は返却する。

（7）競争参加者が虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合、審査等の対象としない。

（8）競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札のときにおいて上記３の資格のない者は落札対象としない。

（9）再公募の実施

本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

（１０）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

（１１）契約書作成の要否　　要　6　単価契約書（案）による。

（１２）落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人規程第４号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（１３）手続きにおける交渉の有無　無

（１４）独立行政法人が行う契約に係る情報の公表については別添による。

以　上

別　添

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（１）　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２）　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

（３）　当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）　公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

2　入札及び見積心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第２条　競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

３　入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

３　入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第

54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第５条　入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四　入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五　再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六　１人で同時に２通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　第２条第第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第７条　開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

２　見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

（落札者の決定）

第８条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

２　見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

（再度の入札又は見積り）

第９条　開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

２　前項の再度の入札又は見積りは、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者等の制限）

第11条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約内容説明）

第12条　理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

（契約書等の提出）

第13条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第14条　入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

3　使用印鑑届（様式）

入札に係る提出書類について

1　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。
（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

3　入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
一　代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

二　代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以　上

使 用 印 鑑 届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和　　年　　月　　日

住所

会社名

代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　田島　満信　殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印　実印又は使用印　　実印　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日←提出日

住　　所　　○○○○○○○○○○○○
会 社 名　　○○○○株式会社
代 表 者　　代表取締役　○○　○○　印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構　○○
○○長　○○　○○　殿

使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏名

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

4　委任状（様式）　※代理人による入札の場合に提出すること

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人に定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「令和２年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札及び見積りに関する一切の件

２．

代理人 使用印鑑	

令和　　年　　月　　日

住所

会社名

代表者氏名　　印

以　上

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長　田島　満信　殿

5　入札書・内訳書及び封筒（様式）

入　札　書

金　　円也（税抜）

※内訳書を同封してください。

ただし、令和２年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

入札及び見積心得書、入札説明書及び仕様書記載内容を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住所

会社名

代表者氏名　　印

代理人氏名　　印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長　田島　満信　殿

内訳書

（件名）令和2年度東京東における団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）　　税抜（単位：円）

項目	項番 大項番	項番 小項番	内　　容（単位：mm）	単価（A）	予定数量（B）	金額（C）＝（A）×（B）
看板等制作及び設置施工	1	1	アルミ複合板面製作費（W2400×H1200）		3 枚	
		2	アルミ複合板面製作費（W3600×H1800）		3 枚	
	2	1	インクジェットシート出力製作費（W2400×H1200）		3 枚	
		2	インクジェットシート出力製作費（W3600×H1800）		3 枚	
撤去・解体・廃材処分	3		木製看板撤去・解体・廃材処分費（W1800×H900想定）		1 基	
	4	1	ステンレス製看板解体処分費（W1800×H900想定）		1 基	
		2	スチール製看板解体処分費（W1800×H900想定）		1 基	
必要諸経費	5		現地調査費		4 人工	
	6		梱包・運搬費		4 台	
	7		取付設置施工人件費		4 人工	
	8		取付設置用雑材諸経費（W1800×H900想定）		4 基	
	9		撤去・解体・処分等人件費		3 人工	
	10	1	看板、横断幕・懸垂幕等の報告書作成費		4 基	
		2	看板、横断幕・懸垂幕等のデータ更新管理費		48 団地	
維持管理費	11		随時点検業務費		5 団地	
	12		定期安全点検費		48 団地	
	13		鉄部塗装費		5 基	
			合計（税抜） ※この金額を入札書に記載すること			

※内訳書を入札書に同封してください。

（封筒見本）

表

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
本部長　田島　満信　殿
件名　「令和２年年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）」入札書

裏

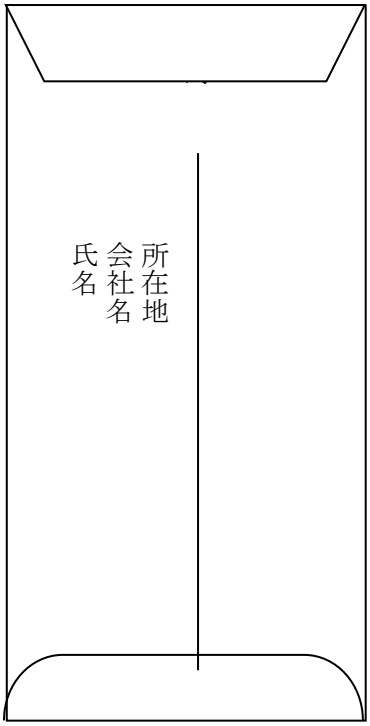

6　単価契約書（案）

単　価　契　約　書（案）

1　役務の名称　　令和２年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務
（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

2　契 約 期 間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者　　は頭書の役務（以下「本役務」という。）に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　住　所
氏　名　　印
受注者　　住　所
氏　名　　印

（総則）

第１条　発注者は、本役務をこの契約に定める条件で発注し、受注者は、これを履行した上、その目的物（以下「目的物」という。）があるときは、これを発注者に引き渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の制限）

第３条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（仕様）

第４条　受注者は、別紙１の仕様書に従い本役務を履行するものとする。

（発注手続）

第５条　発注者は、本役務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者はこの注文書に基づき本役務を履行するものとする。

（履行期限の延長）

第６条　受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく本役務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受

注者とが協議して定めるものとする。

（危険負担）

第７条　本役務の履行に当たり、次条第１項の発注者の確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

（検査）

第８条　受注者は、注文書に基づく本役務の履行後、直ちに発注者に届け出て、その履行結果について、発注者の確認を受けなければならない。

２　発注者は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

３　受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修正又はやり直しを行い発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく本役務は完了したものとし、目的物があるときは、当該目的物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

（瑕疵担保責任）

第９条　受注者は、前条第４項に規定する注文書に基づく本役務の完了の日から１年間当該本役務の瑕疵を補修するものとする。

（請負代金）

第10条　発注者は、第８条第４項の規定により本役務が完了したときは、当該本役務の対価（以下「請負代金」という。）として、別紙２の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

２　受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月１日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを受注者に支払うものとする。

３　発注者がその責めに帰すべき理由により第８条第２項の期限内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（単価の改定）

第11条　賃金、材料等の価格等に変動があり、前条第１項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

（延滞金）

第12条　受注者の責めに帰する理由により受注者が履行期限内に注文書に基づく本役務を完了しない場合において、履行期限経過後相当期間内に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該履行期限を延長することができる。

２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）５パーセントの割合で計算した金額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第12条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求

に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。第15条の２において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第13条　受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて請負代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として、発注者に請求することができる。

（損害賠償義務）

第14条　本役務の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰さない理由による損害については、この限りでない。

（発注者の解除権）

第15条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一　受注者の責めに帰する理由により、履行期限内又は履行期限経過後相当期間内に注文書に基づく本役務を完了する見込みがないとき。
二　第２条、第３条又は第９条の規定に違反したとき。
三　前条に規定する賠償義務を怠ったとき。
四　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
五　受注者が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
六　前条第１項各号の規定のいずれかに該当したとき。
（契約が解除された場合等の違約金）
第15条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　前条の規定によりこの契約が解除された場合
二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
（発注者の都合による解除）

第16条　発注者は、第15条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも１か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第17条　発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

第18条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙１　仕様書

別紙１　（発注予定数量及び発注時期）

別紙２－１　（看板等に要する費用及び業務内容に関する注釈）

別紙２－２　（デザインレギュレーション）

別紙３　（業務指示書）

別紙４　（ＵＲ賃貸住宅東京東エリア団地一覧）

別紙５　（業務完了報告書）

別紙６　（点検業務完了報告書（一覧））

別紙７　（点検業務完了報告書（報告事項））

別紙８　（マスターリスト）

別紙９　（請求書添付資料）

別紙２　単価表

7　提出書類一覧

提 出 書 類 一 覧

件名：令和２年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務
（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

法人等名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　下表は、本調達の入札に際し必要となる書類一覧です。書類提出前にこの一覧表により提出書類の漏れがないか御確認ください。

２　この提出書類一覧表は法人等の名称のみを記載し、書類提出時に併せて御提出ください。

３　「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称（使用する様式）	提出部数	提出期限	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書（様式１）	１部	令和２年１月31日（金）		
2	競争参加資格認定通知書の写し	１部	令和２年１月31日（金）	有効期限内で、業種区分「役務提供」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
3	使用印鑑届及び印鑑証明書（原本）	各１部	令和２年１月31日（金）	使用印鑑届または年間委任状を未提出の場合は、提出すること。	

【提出書類作成における注意事項】

① 入札説明書等に所定の様式を添付している場合は、所定の様式を使用すること。所定の様式をパソコン等で改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について、省略・変更等しないこと。

② 項番２については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであり、必要な資格を有すると認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を機構に提出した際に機構が申請者に交付する受付票の写しを添付するものとする。

（様式１）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　本部長　　田島　満信　　殿

申請者
住　所
会社名
代表者氏名　　印

担当者氏名
所属部署名
電話番号

令和2年1月20日付けで掲示のありました「令和2年年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者ではないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格認定通知書等の写し

以　上